

認知症訪問支援サービスQ&A

1. 不穩の解消

Q1：利用者とヘルパーと一緒に調理をしている時、利用者が急に他のことが気になり調理以外の事を始めてしまいます。

その際はサービスを一度中断し、一緒に調理ができるよう促しながら、サービスを再開しているので、計画時間を大きく超過してしまい、最近では、超過している回数も多くなってきています。

サービスを中断し、一緒に調理ができるよう促している時間は認知症訪問支援サービスを算定できますか？

A1：身体介護で算定できるのは、計画に位置づけられている「共におこなう調理」だけです。利用者の認知症状による計画外の行為について、ヘルパーが行う本来の状態への促しは、認知症による不穩の解消となり算定することができます。

Q2：ヘルパーが単独で行う居室内の掃除をしている時、利用者に落ち着きがなくなってきたので、掃除を中断し、利用者が落ち着くまで話し相手をしていました。

そのため、訪問介護で計画されていた提供時間を超えてしまいました。この超えた時間について認知症訪問支援サービスを算定できますか？

A2：ヘルパーが状況を判断して事前に対応していますので、不穩の未然防止の対応ということになります。

利用者が認知症状により落ち着きがなくなってきた状態で、ヘルパーが早めに対応した場合は不穩の解消となり算定することができます。

Q3：ヘルパー訪問時に利用者が鍵を開けてくれないので、外から声かけをして開けてもらうよう促しましたが開けてもらえず、30分ほど声かけをしましたが、次の利用者宅への訪問もあったので、管理者とケアマネジャーに連絡してサービスを提供せずに帰りました。

この場合、30分ほど声かけをしていた時間は認知症訪問支援サービスを算定できますか？

A3：この場合は、不穩の解消となり算定ができます。ただし、本事案は利用者に直接サービスが提供されたわけではないので、利用者負担の請求にあっては十分に説明するようお願いいたします。

2. 検索等

Q1：ヘルパー訪問時に利用者が不在だったので検索しました。

家から15分ほどの距離にある公園にいましたので、30分かけて自宅へ戻り、その後サービスを行いました。

この場合、利用者の検索と、自宅に戻るまでの時間は認知症訪問支援サービスを算定ができますか？

また、帰宅後に実施した訪問介護についても算定できますか？

A1：利用者の検索に15分、帰宅までに30分かかっていますので、認知症訪問支援サービスとして45分以上1時間未満の算定ができます。

また、帰宅後に訪問介護サービスも提供したのであれば、訪問介護の算定ができます。

3. 介護者不在時等の見守り

Q1：利用者と息子夫婦の3人で暮らしていますが、自宅で店を営んでいる息子夫婦は日中仕事のため、利用者の介護ができません。

最近、認知症状も進み、火の取扱い等が心配なので、デイサービスの利用がない日に見守りをしてほしいのですが、介護者となる息子夫婦が同じ家で仕事をしている場合でも認知症訪問支援サービスの対象となりますか？

A1：このケースでは、介護者となる息子夫婦が日中家にいますが、自営業の為、介護できない状態であり、介護者不在と判断できますので該当します。

Q2：利用者と妻、精神疾患で家にいる息子の3人で暮らしています。利用者が認知症診断後、怒りっぽくなってしまい、息子とケンカになることが多く、普段は妻が仲裁しています。

妻の通院時に利用者と息子を2人だけにさせるのは心配なので、介護者不在時の見守りをしてほしいのですが、認知症訪問支援サービスを利用することはできますか？

A2：息子が疾病等で介護できる状態でなければ、この場合、妻だけが介護者となります。介護者である妻が通院している間は、介護者不在と判断できますので該当します。

Q3：介護者不在時等の見守りは今までの「介護者不在時の見守り」とどう違うの？

A3：今までは介護者が不在の場合に利用できましたが、介護者が自宅にいる場合も利用できます。例えば「介護者が疲れたので休息を取りたい」「在宅勤務で仕事をしたい」という場合や、訪問介護の導入にあたり、まず介護者が自宅にいる状態で本人がヘルパーに慣れてもらうといった場合に利用できます。

4. 外出時の同行支援

Q4：「外出時の同行支援」はどんなときに使えますか？

A4：通院時に家族が運転する車の中で1人だと不安という場合、病院で家族が医師からの説明を聞くときに本人を見てくれる人がいない場合や病院で家族がトイレに行くときに1人にするのが不安という場合などに利用できます。

Q5：「外出時の同行支援」の外出先の制限はありますか。また、介護者の受診のために病院に行く際も「外出時の同行支援」は使えますか。

A5：外出先については訪問介護の通院・外出介助と同様の範囲で、外出する目的が本人のための場合に利用できます。

したがって、介護者の受診のために病院に行く際は「外出時の同行支援」としては算定できませんが、「介護者不在時等の見守り」を利用して、ヘルパーが本人を自宅で見守る事はできます。

5. その他

Q1：認知症訪問支援サービスは単独での利用はできますか？

A1：認知症訪問支援サービスは、訪問介護と一体となって利用することが原則ですが、アセスメントの結果、訪問介護を利用しない方が「介護者不在者等の見守り」と「外出時の同行支援」の利用を希望する場合は介護保険課にご相談ください。